慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	妊娠中絶権をめぐる論争について
Sub Title	Abortion Politics
Author	三井, 宏隆(Mitsui, Hirotaka)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1993
Jtitle	哲學 No.95 (1993. 7) ,p.211- 240
JaLC DOI	
Abstract	This paper reviews the controversy over abortion in the United States. The Supreme Court's decision in Roe vs. Wade in 1973 changed the issue from a private one to a public one. Antiabortion groups were reorganized and a counterattack was launched. The activists involved (both prolife and prochoice groups) represent extreme and opposite ends of the issue and therefore offer little hope of compromise. The questions arise : Is abortion legal or not? When does life begin? Who can make a decision about life and death? It is not easy to resolve these questions or the issue as a whole, without looking at the underlying issues. These include the role of traditional values (including moral, sexual and familial values), which are in turn influenced by a male dominated society.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000095-0211

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

妊娠中絶権をめぐる論争について

三　井　宏　隆*

Abortion Politics

Hirotaka Mitsui

This paper reviews the controversy over abortion in the United States. The Supreme Court's decision in Roe vs. Wade in 1973 changed the issue from a private one to a public one. Anti-abortion groups were reorganized and a counterattack was launched.

The activists involved (both prolife and prochoice groups) represent extreme and opposite ends of the issue and therefore offer little hope of compromise.

The questions arise: Is abortion legal or not? When does life begin? Who can make a decision about life and death?

It is not easy to resolve these questions or the issue as a whole, without looking at the underlying issues. These include the role of traditional values (including moral, sexual and familial values), which are in turn influenced by a male dominated society.

* 慶應義塾大学文学部助教授（人間科学）

1992 年のアメリカ大統領選挙は，現職のブッシュ大統領（共和党），クリントン・アーカンソー州知事（民主党），ペロー氏（無所属）の三つ巴の争いとなり，最終的にはクリントン氏が得票率 43%，獲得選挙人数 370 人を得て（総数は 538 人），第 42 代大統領に選出されることになった．

きわめて異例続きの選挙戦ではあったが（クリントン氏の相次ぐスキャンダル騒動，ペロー氏の出馬辞退騒ぎ，湾岸戦争の勝利で圧倒的に有利であったブッシュ氏の失速など），その中で争点の 1 つに浮上してきたのが，「妊娠中絶権」(abortion) の問題である．

この問題について，共和党は「中絶反対」，民主党は「中絶容認」の立場を明らかにしたけれども（ペロー氏は「中絶容認」），その過程で党内の対立を印象づけることになったのは，与党の共和党であった．

中絶論争　場外で過熱　共和党大会

〔ヒューストン 19 日＝富永伸夫〕 共和党全国大会の会場外で，妊娠中絶をめぐり，賛成，反対の両派がデモの応酬を繰り広げている．党大会では，「中絶は認めない」とする保守色の強い綱領が採択されたが，中絶容認派も多い．まとまりのよさに定評のある共和党内の中絶論議の騒々しさは，女性の政治的発言力の強まりをも示している．

会場のアストロドームは，約 7 万人収容の巨大な屋内スポーツ施設．なかでは，テキサスらしく，カウボーイハット姿やこぎれいに着飾った代議員でお祭りムード一色．

しかし，会場の正面入り口には，中絶容認を訴える大きな立て看板．その下には，「胎児の生きる権利を奪うな」と中絶反対派のプラカード．会場近くの，中絶手術をしている診療所では，中絶反対を訴えて道路に座り込んだグループからすでに 40 人近くの逮捕者が出る騒ぎになっている．18 日には賛成，反対双方が同じ診療所前で集会を開き，参加者は千人にふくれ上がった．19 日夜は会場近くで約 3 百人の容認派が「あと 4 カ月で新

しい大統領」と気勢をあげた.

場外でこれだけの騒ぎになったのは，中絶問題が，党大会でも大激論になる一歩手前まで行ったからだ．綱領の是非を問う投票を容認派が求めたが，必要な代議員の数が足りなかった．全米の注目を集める大会で，党内の意見不一致を印象づけるのを避けたいとする党幹部の働きかけも効いたとみられる.

中絶だけに争点を絞れば，共和党支持者の間でさえ容認派が多いのは，世論調査にも現れている.

中絶を，「家族」「秩序」といったモラルの問題としてとらえる反対派，女性の社会進出や貧困などの社会問題としてとらえる容認派．中絶問題は今後も，米社会を揺るがしていきそうだ.

(朝日新聞，1992 年 8 月 21 日，朝刊)

本来は個人の選択の自由 (privacy) に係わる問題が，このような形で政治問題化した背景には，宗教右派と呼ばれるファンダメンタリスト（原理主義者）の強い政治的圧力があった，と言われているのである.

'92 米大統領選「中絶問題」とキリスト教各派

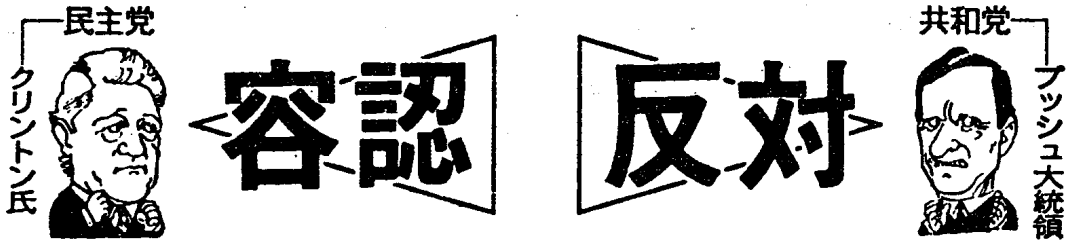
11 月 3 日の一般投票まで 1 週間足らずと大詰めを迎えた米大統領選．選挙の争点のひとつに妊娠中絶問題がある．クリントン氏を担ぐ民主党が中絶を容認する方針に対し，ブッシュ氏の共和党は 8 月，全国大会で採択した綱領で全面禁止をうたった．保守色の強い綱領を採択した背景にはキリスト教社会の伝統，宗教右派の圧力がある．日本では選挙の争点にまずならない米国の中絶問題とその背景をまとめた.

原理主義者　米国南部には「人間は神が造った」という聖書の教えをそのまま信じる人々が多数いる．キリスト教のいわゆるファンダメンタリスト（原理主義者）と呼ばれる人々だ.「原理主義者」というと，イスラム教

世界で力を得ている勢力を思い起こしがちだが，もともとは米国初期のピューリタン移民が自分たちを指して呼んだ言葉.

この原理主義者が最も多いのが南部バプテスト．約 1500 万人といわれるこの宗派はプロテスタントの中でも最大.「プア・ホワイト」(南部などの貧しい白人) を多く抱え，中絶反対から，国防力増強，左翼政権への援助中止まで政治的な色彩が強い主張で，現在，最も信者を増やしている.

南部バプテストのほかカトリックも中絶に反対しているが，バプテスト以外のプロテスタントはおおむね中絶を容認する立場をとっている……(中略)



●米国の主なキリスト教各派と中絶問題に対する態度●

宗　派	創立、教義、信者数など	中絶の是非
【カトリック】	5000万人（幼児洗礼をするので実際はもっと少ない）	反対
【プロテスタント】		
プレスビテリアン（長老派）	16世紀の宗教改革で誕生。300万人。プリンストン大学を創立	容認
バプテスト	1609年、オランダで創立。幼児洗礼を認めず、本人の信仰告白で行う。2700万人。北部、南部など４派	
北部バプテスト	リベラル　160万人	反対（従来容認）
南部バプテスト	保守的　1500万人	反対
メソジスト	1738年、英国で国教会から分離。人間の自由意思を強調。900万人	容認
ルーテル派	16世紀の宗教改革で誕生。ドイツ、北欧系が多い	各派まちまち
コングリゲーショナル（会衆派）	牧師選定も教会員全員の投票で決めるなどプロテスタントの中で最も民主的な組織を持つ。160万人。ハーバード大学、エール大学を設立	容認
エピスコパル教会（米国聖公会）	1789年、設立。質素、勤勉を重視。240万人	容認

(毎日新聞，1992 年 10 月 29 日，夕刊より)

1950年代には，全米で「神の存在を信じる」人が9割以上いた（ギャラップ調査）が，60年代に激減した．70年代以降，復活してきて，現在は7～8割ともいわれる．原理主義者たちは，タカ派の政治家などとともに「ニューライト」層を形成，70年代以降の保守化の中心を担った．共和党支持者の間でも中絶容認派が多い（世論調査）にもかかわらず，共和党が全面禁止をうたった綱領を採択した背景には，彼らの圧力がのぞいている．

問題の経緯　中絶が米国で認められたのは，1973年1月の連邦最高裁判決．「妊娠3カ月以内の妊娠は，担当医が認めれば自由に妊娠中絶を受けられる．各州政府はこれを禁止することはできない」とした．

60年代に高揚した女性解放運動などの成果だが，これ以降，プロ・ライフ（中絶反対）派とプロ・チョイス（中絶賛成）派で激しい論争が始まった．一部の反対派は中絶手術をする医師，医院に対しデモ，脅迫，放火など過激な行動に出た．対立は連邦最高裁判事の任命（大統領権限）にも影を落とし，政治問題化した．

中絶問題が共和党綱領に初めて登場したのは76年．84年からは中絶禁止に向けた憲法改正をうたった．今回は，これまで盛り込んでいた「暴行による妊娠，母体が危険にさらされている場合の中絶は認める」という一文もはずす徹底した内容になっている．

80年代，共和党のレーガン，ブッシュ政権下で保守派の判事が次々と任命され，「揺り戻し」が進んだ．89年7月，連邦最高裁は公費の補助を受けた病院での中絶を禁止するミズーリ州法を支持する判決．中絶自体の合憲性は認められたが，その後，州レベルで規制が加えられるようになった．婦女暴行，母体の危機などの場合を除き中絶を禁止する州法が91年1月ユタ州，同6月ルイジアナ州で成立し，現在，10州近くが中絶に対し何らかの規制をしている．

（毎日新聞，1992年10月29日，夕刊）

こうしたなかで，クリントン新大統領が就任後，最初に行ったのは「中絶制限を撤廃する」大統領命令の発動であった．

米，中絶制限を撤廃　大統領命令

クリントン大統領は 22 日，人工妊娠中絶に関する連邦の制限措置を撤廃する大統領命令を出した．米国では 20 年前のこの日，連邦最高裁判決で，中絶が合憲とされたが，実際の中絶には種々の制限があり，昨秋の大統領選で，女性の選択に任せるべきだとするクリントン氏と中絶反対のブッシュ氏が対立していた．選択支持派は決定を高く評価しているが，中絶反対派は今後も強力な運動を続ける意向を表明している．

この日出された大統領命令は，ブッシュ政権が出した中絶胎児の組織を使った医学研究への連邦資金の提供禁止の撤廃，連邦から資金援助を受けている医療機関で，医師以外の医療スタッフが患者に対し，中絶について助言することを禁止するギャグ・ルールと呼ばれる制度の撤廃，家族計画を担当している国連人口基金への資金提供の禁止の撤廃，RU486 と呼ばれる中絶薬の輸入禁止の撤廃などだ．

中絶胎児の組織を使った医学研究は 88 年にブッシュ政権が中絶を助長する危険があると研究資金の援助を禁止した．しかし，ここ数年，胎児の脳細胞をパーキンソン病患者の脳に細胞移植する実験的治療法が成果をあげている．胎児の細胞移植はアルツハイマー病や糖尿病の患者にも応用可能だとして，患者や医師からは研究の全面解禁を求める声が強く出されていた．

また，ギャグ・ルール撤廃に関連し，これまで中絶が事実上禁止されていた軍関係の病院でも中絶が実施できるようになる．

クリントン大統領は「政治の統制から科学や医学を解き放ち，すべての米国人に最新で最良の治療を提供しなければならない」と述べるとともに，「中絶は安全かつ合法的であるべきだ」と，女性の選択にゆだねるという

考えを改めて強調した.

(朝日新聞, 1993 年 1 月 23 日, 夕刊)

ところで,「妊娠中絶」の是非をめぐる論争・対立はアメリカだけでなく, アイルランド, ドイツ, ポーランドなどにおいても主要な政治問題となっているのである. カトリック教国アイルランドでは, 憲法で中絶を禁止していることの是非が問われており, ドイツでは旧西独 (違法) と旧東独 (合法) の法的整合性を保つために, いずれの立場を採るべきかが争われ, 共産党政権崩壊以後のポーランドでは「中絶天国」とうわさされる状況に対して, カトリック教会を中心とした勢力が「中絶の全面禁止」を求めているのである.

少女の中絶　国揺るがす　アイルランドでレイプ妊娠論議紛糾

憲法で妊娠中絶が禁止されているカトリック教国アイルランドで 14 歳の少女が襲われ妊娠する事件が発生, これを機に同国で, 中絶の自由を巡る議論が紛糾している. アイルランド最高裁は少女に, 例外措置として, 中絶の認められている英国への渡航を認めた. しかし中絶禁止の根本的な見直しを求める動きは, 国内にとどまらず, 国際問題に波及しかねない様相も呈している…….

(日本経済新聞, 1992 年 3 月 6 日, 夕刊 "NEWS 追跡" より)

中絶法実施, 一時停止　ドイツ連邦憲法裁

〔ボン 4 日五島昭〕 ドイツの連邦憲法裁判所は 4 日, 先に議会で成立した妊娠中絶承認法 (妊娠 12 週間以内であれば, 妊婦の自由意思で中絶できるとの旧東独法に, 新たに医師との相談を義務づけたもの) の実施を一時停止する強制命令を下した. 同法は 5 日から実施される予定だったが, 同法に反対する保守派議員から同裁に提出された差し止めの訴えを受

け入れたもの．この結果，同法は宙に浮いた格好となり，中絶はドイツ統一前と同様，旧西独地域では違法，旧東独では合法という分裂状態が当面続くことになった．同裁は秋にあらためて同法の合憲，違憲に関する判決を正式に下す……．(毎日新聞，1992 年 8 月 5 日，夕刊)

蛇足ながら，この件についてドイツ連邦憲法裁判所は，1993 年 5 月 28 日に「中絶自由化は違憲」との判決を下したのである．

ポーランド　中絶規制法成立

〔ウィーン 8 日　高畑昭男〕 ポーランド下院は 7 日，中絶の全面禁止を求めた原案を修正し，女性の権利に譲歩した中絶規制法を賛成多数で可決した．修正法は「無制限な中絶は認めない」としながらも，①母体の生命，健康に危険，②深刻な胎児異常，③レイプなどの犯罪による妊娠――の場合には，医師や司法当局の承認を条件に中絶を認めている．

また違法な中絶を行った場合，医師は懲役 2 年の刑を受けるが，母親本人は処罰されないという．厳格なカトリック教義を押しつけようとする教会勢力の強硬派に大きなブレーキをかけた形となった……．

(毎日新聞，1993 年 1 月 9 日，朝刊)

中絶容認をバチカン紙非難

〔バチカン市国 23 日＝AP〕 23 日付のバチカン紙オッセルバトーレ・ロマーノは，クリントン米大統領が一連の人工中絶規制を撤廃したことに対し「人間性の屈辱的な敗北である」と非難した．

(朝日新聞，1993 年 1 月 25 日，朝刊“地球 24 時”より)

ところで，日本の場合はどうであろうか．

毎日新聞 (1992 年 11 月 5 日，朝刊“クリントン氏勝利の大統領選”)からの引用によると，日本では 48 年に成立した優生保護法で「妊娠の継

続または分べんが身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害する恐れのある」場合などに限り，中絶が認められている．82 年に政府が「生命尊重」を理由に同法から「経済的理由」の条項を削除する改正案を提出しようとしたところ，「産む，産まないを決めるのは個々の女性であり，国が管理することではない」と各地で女性の反対運動が起こった．167 万人の反対署名が集まり，地方議会決議でも改正反対が賛成を上回ったため，廃案となった．一方，早産で生まれた超未熟児でも医療の発達で生存する確率が高くなっており，それにつれて中絶可能な時期が短縮される方向にある．昨年までは「24 週未満」で同法の条項に当てはまる場合は中絶できたが，現在は妊娠 22 週未満．日本の妊娠中絶は約 44 万件 (91 年，厚生省調べ)．

中絶法の成立とその改正

Luker, K. (1984) によれば，アメリカにおいて妊娠中絶を巡る問題が，政治の表舞台に登場してきたのは 19 世紀後半のことであり，それ以前は「中絶，特に胎動初発 (quickening) 以前の中絶」は，何ら社会的に問題とされることはなかったのである．当時の医学知識では，胎動初発が感じられるまでは，「胎児は生きていない (not alive)」と考えられており，それすらも妊婦の自己報告に頼らざるをえなかったのである．その結果，中絶は事実上野放しに近い状態であり，ときには産児制限 (birth control) の手段にもなっていたのである．

こうした事態を遺憾とし，中絶の禁止を訴えたのは，職業的アイデンティティの確立に悩んでいた医師とその職能団体 (American Medical Association, 設立は 1847 年) であった．

その結果，1900 年頃までには全米各州で，「妊娠の継続により，母親の生命が危険にさらされる場合」を除いて，中絶を全面的に禁止する法律が制定されることになったのである．これが第一次の “Prolife movement”

と呼ばれるものであるが，それは多分に世俗的な動機に基づくものであった．すなわち，19 世紀後半には医学校の設立ブームがあり，多数の教育を受けた医師が誕生することになったのである．ところが，当時の医学水準では，正規の教育を受けていない民間の医療従事者に対して，自らの職業的優位性（専門性）を主張することが難しかったのである．そこで医師法の制定を求める運動と並行して，中絶問題がアイデンティティ確立の手段として取りあげられることになったのである．

この問題の戦略的な意味合いは，これによって，㋑自らの医学知識を誇示することができ（「胎児は受精と同時に生命をもつ」との医学的判断），しかも，㋺医師としての使命感が満足させられること（「胎児の生命を守る」との大義名分）であった．

この結果，中絶を認めるかどうかの判断は，純然たる医学上の問題として位置づけられ，医師だけがその権限をもつことになったのである．

それでは中絶法の成立は，中絶を求める女性たちにどのような影響をもたらしたのであろうか．結論から言えば，一部の裕富な階層の女性にとっては大した違いはなかったものの，大多数の貧しい女性たちはさまざまな理由から，非合法の中絶に頼らざるをえなくなったのである．

しかも，医師の社会的地位が向上し，医療行為の専門家という職業的アイデンティティが確立すると，中絶は次第に医療サービスの片隅に追いやられてしまったのである．

こうして 20 世紀の半ばまでは，「この類のことは人前で話したり，公けの場で議論するには相応しくないテーマである」といった状況が続くことになったのである．言わば，“Century of Silence” (Luker, 1984) であるが，そうしたなかでも，中絶を求める女性に対しては，「妊娠の継続が母親の生命を危険にさらす場合」という例外規定が弾力的に適用されていたのである．規定の解釈は医師の裁量の範囲内であったが，その後の医学の進歩はそうした曖昧さを許さないことになったのである．すなわち，「母体

への危険性」という条項を厳密に適用した場合，それに該当するケースの方が稀になってしまう状況が生じてきたのである，

このことは，中絶の理由がより社会的，経済的なものに移ってきたことを示すものであり，もはや中絶を「純然たる医療行為」という範疇にとどめておくことができなくなってしまったのである．

しかも，出産や中絶が病院で扱われるようになると，患者の自宅や医師のオフィスでこっそりと行われていたときとは違い，その是非を巡って第三者の介入する余地が生じたのである．

こうなると，医師も自らの判断基準を明確に示さざるをえなくなり，これまで医師の裁量に委ねられていたグレイ・ゾーン (gray zone) は急激に狭められてしまったのである．それと同時に，それまで沈黙を強いられてきた法律家や宗教者たちの発言が活発になってきたのである．なかでも，カトリック教会は「いかなる理由による中絶にも反対」との立場を明確に打出したのである．

こうした中で，1962 年に Sherri Finkbine のサリドマイド事件が起きたのである．彼女はアリゾナ州のフェニックスに住む，地元の子供向けテレビ番組のスターであり，このとき 5 人目の出産が予定されていたのである．問題の発端は彼女の夫がヨーロッパ旅行の際に買ってきて，彼女自身が服用していた睡眠薬がサリドマイド (Thalidomide) であったことである．ヨーロッパからの報告によれば，妊娠中の服用と奇形児の出産との関連性が指摘されていたのである．Finkbine は直ちに掛かり付けの医師と相談し，中絶 (therapeutic abortion) の手続きをとることにしたのである．この件は病院内に設置された 3 人委員会の審査を経ることになっていたが，状況を考えれば儀式的なものであり，手術日も医師団によって事前に決められていたほどである．

もし事態がこのまま推移すれば，何事もなく手術は終了し，話題にもならなかったであろうが，彼女は「自分の住む地域に基地をもつ空軍州兵が

最近ベルリンに空輸されたことを知り (Berlin Wall Crisis), 万一彼等がサリドマイドを持ち帰り，夫人たちがそれを服用することがあれば一大事」と考え，自らの状況を知り合いの新聞記者に伝えたのである．名前は伏せられていたが，翌日の新聞は一面大見出しで“Baby-Deforming Drug May Cost Woman Her Child Here”と報じたのである．そのためかどうか，予定されていた中絶手術は突然キャンセルされてしまったのである．そこで掛かり付けの医師が裁判所に中絶許可を求めたことから，Finkbine の名前が明るみに出てしまったのである．

マスコミは彼女の話を国内外に発信し，報道関係者は大挙して自宅に押しかけてきたのである．何千通もの手紙が投函され，自宅の電話は鳴り続けたのである．なかには中絶を批判し，「殺す」との脅迫もあったことから，FBI は彼女を保護下に置くなど，大変な騒ぎになってしまったのである．最終的にはスウェーデンで中絶手術を受けることになったが，その時には妊娠 4 カ月目であった．担当医の話によれば，「胎児はひどい奇形状態であり，長くは生きられなかったであろう」とのことであった．

この Finkbine のケースは，「法律の解釈によっては (検事の匙加減では)，中絶が違法と判断され，被告席に立たされかねない」との危機感を医師たちに植えつけたのである．たとえそれが杞憂にすぎなかったとしても，「自分たちが不安定な立場に置かれていること」が，この事件を契機に明らかにされたのである．

中絶法の改正 (医師の免責条件を法文に明記する方向での改正) が具体的な日程に上ってきたのは，こうした背景からである．

Luker, K (1984) によれば，カリフォルニア州の場合，中絶に関する法律は 1872 年に制定された California Penal Code Section 274 であり，そこでは「母体への危険性がある場合」を除いて，中絶は禁止されていたのである．しかしながら，そのことが現実の障害として意識されるまでには至らず，改正の動きは 1950 年代まで持ち越されてしまったのである．

この法律に内在する問題点（例外規定の解釈）を深刻に受けとめ，その是正に動いたのは一部のエリートであった．たとえば，1959年に Herbert Packer と Ralph Campell がカリフォルニア州の代表的な26の病院を対象に実施した調査結果によれば，病院によって法律の解釈がまちまちであり，中絶の実施率をみてみると，最高は126件の出産につき1件の割合から，最低は7615件の出産を扱いながら0件などと，大きなバラツキを示していたのである．

また多くの病院には，「中絶の是非を検討する委員会」(therapeutic abortion committee) が設置されており，事前に意見の調整にあたっていたことも明らかにされたのである．

こうした曖昧さをなくし，法律的にもすっきりしたものにさせようとしたのが，1959年に American Law Institute（訴訟手続きの合理化を目指す全国的規模の非営利団体）が提案した中絶法のモデル案 (model statute) であった．そこでは，中絶が認められるのは，㈠母親の生命及び健康を守るために必要とされる場合（母親の精神衛生も含む），㈡レイプや近親相姦による妊娠の場合，㈢胎児が先天的な欠陥をもって生れてくる可能性が大きい場合，と規定されていたのである．

これに飛びついたのが，カリフォルニア州下院議員 John Knox であり，早速1961年の会期中に法案として委員会に上程したのである．彼がその後個人的な理由で法案から手を引くと，次にこれを引き継いだのが Anthony Beilenson であった．いずれも駆け出しの議員であったことは，当時この種の法案に対する議員の関心があまり高くなかったことを示すものであった．

法案に関する公聴会を通じて明らかにされた関係者の色分けは，法案賛成派には，㈠合法的な中絶の範囲を法律によって明確にさせようとするグループと，㈡非合法で（ヤミの堕胎医によって）行われている中絶を根絶させようとするグループがおり，法案反対派にはカトリック教会とその関

係組織が位置する，という構図であった．

どのような運動であっても，大義を唱えるだけでは大多数の共感を得ることはできない．この場合にも，中絶法改正派の運動にハズミをつけることになったのは，敵失であった．1966年カリフォルニア州で風疹が流行したとき，中絶手術を行った医師たちが，“非合法の中絶”の容疑で警察の捜査をうけたのである．それまでは，明文化されていなくても，「医師の世界で十分な評価を得ている人物が，公明正大なやり方で手術を行い，しかもその判断の是非について事前に同僚の支持を得ていた」となれば，法律的には免責されるものと思われていたのである．それがカリフォルニア州の医師免許資格審査委員会 (California State Board of Medical Examiners) のメンバーで，熱心なカトリック教徒であった Dr. James McNulty の強権発動によって 2 人の医師が告発され，法律に基づかない約束事の頼りなさを露呈してしまったのである．

この事件をきっかけに運動は一気に盛り上り，中絶法の改正 (Beilenson bill) が実現することになったが (1967 年)，土壇場で時の州知事 Ronald Reagan は「胎児が先天的な欠陥をもって生れてくる可能性が高い場合の中絶」(fetal indication) を条文から削除してしまったのである．難産の末ようやく成立した中絶法ではあるが，内容的には現状の追認であったことから，「大した変化はあるまい」と考えられていたのである．

しかしながら，法律が施行されてみると，中絶件数は急激な伸びを示すことになったのである．たとえば，初年度の 1968 年には 5,018 件であったものが，1969 年 15,952 件，1970 年 65,369 件，1971 年には 116,749 件にまで増大したのである．その後は年 10 万件程度で推移することになるが，これは妊娠 3 件につき 1 件の割合で，中絶が行われた勘定である．

さらに言えば，「中絶を求めた女性の 99% 以上が，手術を受けることができた」のである．何がこのような増加をもたらしたのであろうか？

勿論，法律の改正が原因の1つであったが，それとともに，㋑女性自身

の意識変化，㊁女性を取り巻く社会環境の変化が挙げられるのである（核家族化，女性の高学歴化，社会進出など）.

1960年代には「社会的弱者の異議申し立て」が活発化したと言われているが，フェミニズム (feminism) についても同様である．そうした運動を通じて，それまでは当然とみなされていたことが，“おかしい，変だ，間違っている”ことに思われてきたのである (consciousness-raising). たとえば，「産むか，産まないか」を決めることさえ，自分たちの一存ではいかないことに女性たちは気がついたのである．法律上では，夫や医師の認可を得なければならなかったのである.

こうして世の中の見方が一変してしまうと，その行く着く先は「中絶法の廃止」――すなわち，「自分のことは自分で決める」との意思表示――であった.

Roe vs. Wade 最高裁判決

アメリカの連邦最高裁判決の中で，Brown 裁判（公立学校における人種差別を禁止する判決）と並んで，大きな社会的インパクトを与えたと言われるのが，この Roe vs. Wade 裁判である．そこでの争点は，「テキサス州の中絶法は曖昧であると同時に，憲法で保証されたプライバシーの権利を不当に制限するものである」との原告側の主張の当否であった (Faux, 1988).

Linda Coffee と Sarah Weddington という2人の若い女性法律家が Norma McCorvey（裁判では Roe という偽名を用いた）を原告として，テキサス州のダラス郡の地方検事 Henry Wade を相手どって，裁判をおこすことにしたのは1970年3月3日のことであった．それまでにも中絶法を巡る訴訟事件の先例はあったけれども，妊娠中の原告が中絶法の不当性（テキサス州の法律によれば，合法的に中絶手術を受けることができないケースに該当）を申し立てたケースはこれが最初であった.

テキサス州の中絶法は 1859 年に制定されたものであり，その後 1960 年代になって，いくつかの州で改正が行われた中絶法 (new-style reform law) と比べると，より制約性の強い内容であった．すなわち，中絶は「母親の生命を救う場合」にしか認められておらず，たとえ近親相姦及びレイプによる妊娠であっても，中絶は違法とされていたのである．

裁判は第 5 連邦巡回裁判所 (Fifth Circuit Court) を舞台として争われ (口頭弁論は 1970 年 5 月 23 日)，1 ヶ月足らずで下された判決は概ね原告の主張を支持するものであり，「テキサス州の中絶法は憲法の第 9 修正箇条で保証された“産むか，産まないか”を選択する権利を既婚者並びに独身者に認めていない点で，憲法違反である」と断定したのである．但し，「中絶法の執行を禁止する命令を出すように」との原告の要求は，退けられたのである．

原告側はこれを不満として最高裁に上告することになるが，問題の最高裁判決が下されたのは，1973 年 1 月 22 日のことであった．

判決は 7 対 2 の多数意見であり，「中絶の権利」を憲法第 14 修正箇条乃至は第 9 修正箇条で保証されたものとしたうえで，「妊娠 12 週間以内の中絶については，州はいかなる形であっても，介入することはできない．それ以降 24 週間までは，母体の健康を守る目的でのみ，介入することができる．しかしながら，24 週間以降については，胎児は母体の外でも生育できる可能性をもつことから，州はその保護のために中絶に介入することができる」と論じたのである．

その結果，中絶を求める女性にとって妨げとなるさまざまな法的規制は，すべて違法と判断されたのである（たとえば，病院側の事前許可制度，居住証明書の提出，中絶の必要性を認める 2 人の医師の証明書の添付など)．

この判決によって，中絶問題は最終的に解決されたものと思われたが，実際はその逆であり，論争はむしろ激化したのである．しかも社会全体の流れが保守化するにつれ，政府の最高裁人事への介入，中絶手術を行って

いる病院・診療所に対する公的資金のストップ，州レベルでのさまざまな規制強化を目指す立法行為，反中絶運動の盛りあがり (Prolife)，過激派による嫌がらせ・テロ行為など，Roe vs. Wade 判決を骨抜きにしようとする中絶反対派の動きが目立ってきたのである．特に，レーガン＝ブッシュと続いた共和党政権の下で，その攻勢は一段と強められることになったのである．

中絶の自由，制限　米最高裁「規制措置の州法は合憲」

〔ニューヨーク3日　山本　進特派員〕 米連邦最高裁は3日，女性の人工妊娠中絶を制限したミズーリ州の法律を合憲とする判決を5対4の小差で下した．1973年，同最高裁が出した「中絶は憲法上女性に認められた固有の権利」とする判断については否定しなかったものの，各州政府による規制措置を認めたことで，“中絶の自由”は大きく制限されることになった．

米国では宗教問題とフリーセックスの風潮とのからみで人工中絶の是非をめぐって半世紀以上にわたり国論を二分する論争が続いてきた．これに対し最高裁の1973年の決定が1つの規範となり「中絶は女性の権利」との考えが法曹界でも多数派を構成してきた．

しかしレーガン政権下になって，米国社会全体に保守化傾向が強まり「中絶の自由」を見直す動きが各州に起こり，レーガン，ブッシュと続いた共和党政権も，中絶を非合法化する必要性をことあるごとに主張してきた．

今回の判決は，ミズーリ州が1986年に制定した「中絶制限法」が合憲かどうかについて判断したもの．同法は中絶反対グループによって起草されたもので，人工中絶の実施やカウンセリングのために，公の予算を使ったり，公共の施設（公立病院など）を使うことを禁じ，さらに妊娠20週以上の胎児の中絶は一切禁止している．州内の女性団体などが，同法は1973年の最高裁判決に反するとして訴え，地裁，高裁ではいずれも「同法は違憲」と原告の訴えを認めた．

この日の判決では，1973 年判決の「中絶は女性の権利」については「妊娠 3 カ月以内は女性に中絶するかどうか決める権利がある」として，その基本的立場を踏襲しながらも，同時に「自治体が母体及び胎児の生命を守るため妊娠第 2 期 (3 カ月以上) 以降に，ある種の制限措置を設けることは許される」として，ミズーリ州の制限を認める判断を示した．

現在，米国で人工中絶に何の制限も加えていない州は 13 州．イリノイ，オハイオ両州はミズーリ州同様，制限法をめぐって訴訟が起き，今秋に予定される最高裁の判断を待っている．今回の決定は，各州の人工中絶制限の動きを促すなど，米社会に大きな影響を与えそう．

(毎日新聞，1989 年 7 月 4 日，夕刊)

こうして，最高裁は次から次へと上がってくる「違憲申し立て」の処理に追われることになり，そのたびに自からの足元を掘り崩していったのである．

アメリカの中絶論争の現場

＜ルイジアナ州＞ 暴行被害、近親相姦（そうかん）被害、母体への危険性以外は中絶全面禁止法案可決。連邦地裁で違憲判断。
＜カンザス州＞ 胎児が母体外でも生存できる時期以後の中絶の全面禁止法に知事が署名。母体への危険性と胎児に重大な障害（無脳症など）がある場合のみ例外。
＜ユタ州＞ 暴行、近親相姦、母体への危険性がある場合で妊娠20週以内のみ中絶可能という法案可決。最高裁判決まで実施を見合わせていた。
＜グアム＞ 母体の危険性を除き全面禁止法案可決。連邦控訴裁判所が違憲判断。

（注）上記を含め現在12州で中絶論争が州議会、地方選挙の重大争点になっている。

(毎日新聞，1992 年 7 月 14 日，朝刊 “ニュースの底流より”)

「中絶」に玉虫色判決　米連邦最高裁

〔ワシントン 29 日　中島健一郎〕 女性の権利かどうかをめぐって深刻な議論を巻き起こしていた妊娠中絶問題について米連邦最高裁は 29 日，「女性の憲法上の権利」を認めた「ロー対ウェード判決」(1973 年) について一応は支持しつつも「唯一絶対ではない」として中絶の権利を弱める判決を下した．中絶反対，中絶権支持の両派の双方にとって不満足な玉虫色の判決で，米大統領選がらみで論議は尾を引きそうだ．

最高裁が判決を下したのはペンシルベニア州の妊娠中絶規制法案で，同法の規定のうち，㈠24 時間の手術待機，㈡18 歳未満の場合，両親の同意又は裁判所の命令，㈢医師による胎児の成長状況と中絶以外の方法の説明，㈣中絶ごとに医師から政府への報告――などについては支持した．唯一，最高裁が“不当な義務”として退けたのは「中絶を行う前の夫への通告」．しかし，この最高裁の判決で，中絶を行う場合の制限が強化され，女性自身の主導権で中絶をしにくくなったといえる．

「ロー対ウェード判決」では，妊娠 3 カ月の間，女性には絶対的な中絶権があるが，4 カ月から 9 カ月までは中絶権は無制限ではないとしていた．しかしこの日の判決では，胎児が母体の外で生育できるまで成長しているかどうかが中絶権行使の限界とされた．一応のメドは妊娠 23 週間，この間の中絶に関しては制限付きだが，女性の中絶権は保証された．

最高裁の表決は 5 対 4 に分かれ，唯一の女性メンバーであるサンドラ・オコナー判事が多数意見を書いた．ウイリアム・レンキスト最高裁長官ら 4 人の中絶反対派は「ロー対ウェード判決」を完全に否定，中絶を違法としたかったと述べた．

米国では毎年 150 万件の妊娠中絶が行われ，うち 50 万件は 10 代の女性による中絶と推定されている．米国の女性の 4 人に 1 人は中絶を経験する計算となり，保守派やキリスト教の根本主義者は，激しい中絶反対運動を展開してきた．

今回の判決は中絶の権利が憲法上の基本的人権である，という点では「ロー対ウェード判決」を踏襲した．しかし，実際の中身は中絶権支持派を落胆させる内容であり，同派は「選択の自由法」を議会で成立させ，中絶権の拡大を図る方針だ．

米連邦最高裁判所　長官と8人の判事で構成され，任期は無制限．大統領が指名し，議会が，その任命を承認する．レーガン，ブッシュ政権下で保守派の任命が続き，争点にもよるが現在の勢力分野は保守派7人，中道ないしリベラル派2人とみられている．

（毎日新聞，1992年6月30日，朝刊）

中絶問題と社会科学

中絶の是非を論ずる場合，徒らに一般論を戦わしても意味がない．お互いに自らの信ずるところをまくしたてるだけのことである．多少なりとも実のある議論をと望むならば，正しい現状認識が必要である．

こうしたことから，Russo, Horn & Schwartz (1992) は既存の統計資料の洗い直しを通じて，中絶の実態を把握しようとしたのである．

その結果を要約すると，

① 1988年の場合，約180万件の中絶が行われたが，この数字については過去10年間ほぼ横ばいであること，

② 妊娠のうちの約30%が中絶という形で終っていること，

③ 中絶手術の方法は，その97%が“器具を用いた排出”（吸引，掻爬，真空吸引など）であること，

④ 中絶手術の90%近くが妊娠13週間以内に行われていること．より具体的には，51%が妊娠8週間以内に行われ，20週間を越えたケースは1%以下であること，

⑤ 中絶手術の90%が病院以外の場所で行われていること（64%がabortion clinics, 22%がhealth clinics, 4%が医師のオフィス）．因に，

病院を利用した場合，その費用はクリニックの4倍近くになるとのことである．

一方，どのような女性が中絶を行っているかということについては，1987年にAlan Guttmacher Instituteが全米を網羅する形でサンプル調査したときの103の調査対象（病院，クリニック，医師のオフィス）において，中絶手術を受けた9,480人分のデータが分析されたのである．

① 全体としてみると，中絶手術を受けた女性の大多数は白人（69%）であり，非ヒスパニック（87%）であったが，人口構成比でみると，逆に非白人，ヒスパニックの割合が高くなること，

② 中絶手術を受けた者の1/3強が，年収11,000ドル以下の低所得階層であり，その比率は年収25,000ドル以上の階層の女性の3倍以上に当たること，

③ 中絶手術を受けた者の31%が在学中であり，ほぼ32%が失業中であったこと．また24%がその費用を低所得者向けの医療保険Medicaidに依存していたこと，

④ 17歳以下の未成年者の中絶は，全体の約12%を占めていたこと．しかも彼等の98%以上が結婚しておらず，最初の妊娠であったこと，

他方，「中絶の理由」は別の調査データからの引用であるが，それによると（複数回答），全体としては「子供をもつことが生活をどのように変えるのかが心配」，「子供を育てる経済的余裕がない」，「相手の男性との関係がうまくいっていなかったり，片親になることを望まない」，「責任を負う心の準備ができていない」，「妊娠したことを知られたくない」，「まだ若すぎる」といったことがあげられていたが，より詳しく分析すると，グループ間での違いがみられたのである．当然のことながら，中絶を求める理由は人によって異なるが，それらをみるかぎり「ふしだら，無責任，自分勝手」といったネガティブなイメージを支持するものは少なく，むしろ自らの立場を自覚したうえでの選択（無論，「次善の策」であろうが）とみなされる

下位グループの間にみられた中絶理由の相違

Groups and direction of comparison	χ^2	*df*	*p*
Minors > adults			
Not ready for childrearing	164.4	2	.0001
Education-related reasons	98.5	2	.0001
Not want others to know pregnant	26.3	2	.0001
Adults > minors			
Childbearing completed	202.1	2	.0001
Desire to avoid single parenthood	93.4	2	.0001
Health-related concerns	28.2	2	.0001
Fetus-related concerns	8.4	2	.01
Effects of prescription medicine	21.1	2	.0001
Relationship to partner	12.6	2	.002
Inability to afford a child	20.4	2	.0001
Adult mothers > nonmothers			
Childbearing completed	241.8	1	.0001
Relationship breakup	8.8	1	.01
Other children need me	165.5	1	.0001
Responsibilities for others	168.6	1	.0001
Adult nonmothers > mothers			
Not ready for childrearing	103.9	1	.0001
Too young/not mature enough	81.1	1	.0001
Can't take the responsibility	39.9	1	.0001
Desire to avoid single parenthood	16.2	1	.0001
Education-related reasons	96.6	1	.0001
Job/career-related reasons	32.9	1	.0001
Adult married > unmarried			
Childbearing completed	150.8	1	.0001
Responsibilities for others	16.1	1	.001
Partner unemployed	16.2	1	.001
Adult unmarried > married			
Too young/not mature enough	23.9	1	.0001
Education-related reasons	21.7	1	.0001

(Russo, et al., 1992)

ものが多かったのである．また結果論ではあるが，安全で効果的な避妊法の開発・普及に政府があまり乗り気ではない現状では，中絶が「祝福されない (unwanted) 子供の誕生」を抑制する手段にもなっていたのである．

一方，中絶行為または中絶者を見つめる世間の目はどうであろうか．

世論が無条件で中絶を認めていない以上，彼等には何がしかのネガティブな評価 (stigma) がつきまとうのである．

Weidner & Griffitt (1984) の実験は，そうしたスティグマの付与 (stigmatization) という問題を，他者評価という形で取りあげたものである．

被験者は大学生（男，女）であり，事前に何種類かの態度スケール，個別的な質問に回答した後で，実験者によってランダムに配布された記入済の質問表を手掛りとして，当該人物（男性または女性）の好ましさを評定するように求められたのである．

質問表は実験条件に応じて4種類あり，その中で，㈠当該人物である男子学生が相手の女子学生を妊娠させ，思案の末，彼女に中絶を求めたとの記述がある場合，㈡当該人物である女子学生が妊娠したことに気づき，学業を続けるために中絶したとの記述がある場合，㈢当該人物である男子学生にはそうした記述がない場合，㈣当該人物である女子学生にはそうした記述がない場合，が実験条件として設定されたのである．

実験結果は次の通りである．

① 中絶に関わった男性及び女性は，「デートの相手，結婚相手としては好ましくない」と評定されたこと，

② 男性の評定者は中絶した女子学生を厳しく非難し，女性の評定者は中絶を勧めた男子学生をより強く非難したこと，

③ 評定者側の要因として，「女性に対するネガティブな態度」，「中絶に対する厳しい態度」といったことなどは，いずれも中絶した女子学生に対する非難と強く結びついていたこと，

④ 評定者が中絶に対して厳しい姿勢をとるかどうかは，教会への参会日数によって予測できること，などである．

ところで，Crum & McCormack (1992) の論争にもみられるように，中絶論争は賛成，反対両派の正義をかけた戦いであるが，そうした行動とは裏腹に，その胸の内（特に，Prochoice の場合）は必ずしもすっきりしたものではないようである．

Scott, J (1989) は電話帳からランダムに掛けた電話調査の結果に基づき，Prochoice と Prolife (Anti-abortion) 両派の態度の比較を試みたのである．まず回答者の立場を探るために，次の質問が行われた．“Do you think it should be possible for a pregnant woman to obtain a legal abortion (1) if she is married and does not want any more children? (2) if there is a strong chance of serious defect in the baby?” の2問である．両方とも肯定であれば，“Pro”，否定の場合には “Anti” と分類されたのである．その後でさらに，“Do you personally feel that abortion is morally wrong?” と “What do you think are the most important thing to consider when deciding whether abortion is wrong or not wrong?” と続け，それらを “abortion morality” に関する設問としたのである．

その結果は次の通りである．

① 全体としてみると，回答者の 51% が「中絶は道義的にみて問題がある」と答えており，40% が「道義的に問題なし」と答えていたこと，

② Anti-abortion グループの 98% が「中絶は道義的に問題がある」と断言していたのに対して，Prochoice グループの場合，「問題なし」と答えたのは 62% であったこと，

中絶に対する態度と道義性の判断

	Pro	Anti	Total⓪
morally wrong	27%	98%	51%
depends	11%	0%	9%
not wrong	62%	2%	40%
合　計	100%	100%	100%
回答者数	377	109	643

(注) ⓐ “abortion legality” に関する2つの質問において，回答が分かれた “mixed” を含む．　(Scott, 1989)

③　両派は何を中絶の是非の判断基準としているかを知るために，回答者の挙げた理由を次の4つの基準に従って分類してみた．すなわち，㋑ The life of the unborn child, ㋺ The right of the individual to choose, ㋩ The well-being of the child, ㋥ The circumstances of the pregnancy, である．その結果は，Anti-abortion グループではほとんどの者が㋑の理由を挙げたのに対して，Prochoice グループでは回答のバラツキがみられ，㋺の理由を挙げた者が相対的に多かったという程度のことであった．

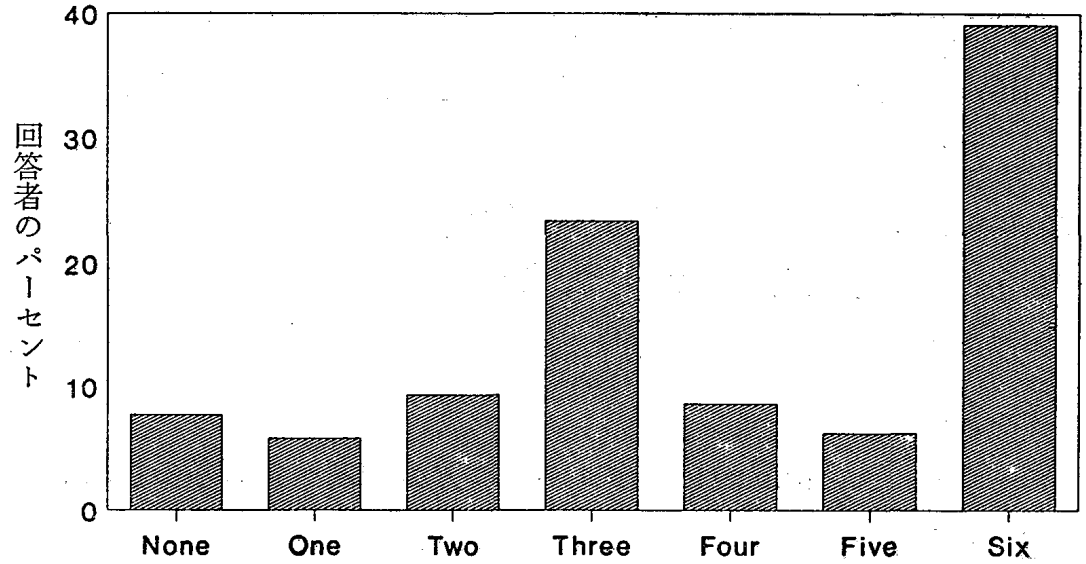
この結果は「Anti-abortion グループの方が問題への関与の度合が強く，迷いも少ない」との知見 (Scott & Schuman, 1988) を支持するものであるが，逆に言えば，Anti-abortion グループは中絶問題を前面に押し出すことによって ("single issue")，有無を言わせぬ形で運動への支持を取りつけることに成功したのである．

「胎児の生命を奪うことは許されるのか」といった形で二者択一を迫られたときの人びとの戸惑いは，「多くのアメリカ人は中絶問題に対して，条件つき支持の態度である」との世論調査の結果からも予想されるところである．余程の筋金入りの活動家でもないかぎり，すっきりと割り切ることはできないのである．

この点について，Cook, Jelen & Wilcox (1992) はシカゴ大学の National Opinion Research Center の調査データ (General Social Survey) に基づき，Prochoice, Prolife (Anti-abortion) のシンパはそれぞれ支持する活動家の特徴や物の考え方を多少なりとも受け継いでいるものの，彼等ほどには一貫性がなく，グループ全体として見た場合には，両派の重複度が高いことを指摘しているのである．

蛇足ながら，典型的な Prochoice の女性活動家のイメージは，大学卒で，フルタイムの仕事をもっており，高収入．宗教的な関心は少なく，晩婚で，子供は2人．男と女は基本的には対等と考えており，計画性のない

6つの仮設場面において，中絶を認めるかどうかを点数化したときの回答者の分布



Source: Compiled from the General Social Survey, 1987-1991

(Cook, et al., 1992)

(注) 6つの仮説場面とは次の通り.

① mother's health ② rape ③ fetal defect ④ poverty
⑤ high school student ⑥ interrupt career

出産は女性のキャリア形成にとって障害になると考えている.

一方，典型的な Prolife の女性活動家のイメージは，大卒は少なく，専業主婦で，低所得層に属している．早く結婚し，子供は 3 人以上．熱心なカトリック教徒．男と女は本質的に異なっており，それぞれ異なる社会的役割を果すべきであると考えていること．育児を女性の天職と考え，計画出産にはあまり関心がないことなどである (Cook *et. al,* 1992).

ところで，「いかなる理由であっても，中絶には絶対反対」という筋金入りの態度は，一体何に由来するのであろうか.

カトリック教会を始めとする宗派が中絶を認めていないといった宗教的な理由にもよると思われるが，「中絶問題は人びとの生き方を支えている信条，価値観の対立に係わる問題である」との指摘もある.

たとえば，Markson, S (1982) は中絶論争を 1960 年代後半から 70 年代にかけてアメリカ社会を覆った社会-文化変動 (sociocultural turbu-

lence) の余波として捉えており，当時ウーマン・リブの活動家たちが行った「自分たちを二流市民に貶めている男性社会への異議申し立て」が，その引き金になったと主張するのである．すなわち，男性優位の社会の根底にあった伝統的な価値体系，道徳原理 (morality) が彼女たちによって糾弾され，それに寄りかかっていた人びとをパニック状態に陥れたのである．大袈裟に言えば，世界観の崩壊であり，“社会的な拠り所の喪失” (perceived status threat) である．これまで当然とみなされていたことが突然，“根拠のないもの”，“疑わしいもの” に変わってしまったからである．事態の急変に驚き，態勢立て直しのための大義名分として飛びついたのが，中絶問題である．彼等にとって「胎児の生命を守る」とのスローガンは，危機に瀕した伝統的な価値観の墨守（さらに言えば，自らの社会的位置づけの再確認）を誓う合言葉となったのである．

まさに物事の単純化による問題のすりかえであり，そのことは彼等の主張する「生命の尊さ」が決して，飢えや貧困に苦しんでいる人びとや迫害にさらされている人びとには向けられておらず，その政治的な立場も現状を追認するものでしかないことからも明らかである．

「あの連中の大部分は，女を支配したがっている男性なのね．ところが，もし女たちが自分の生殖能力を自由にコントロールできるようになったら，そういう男性はお手上げになってしまうわけ．古い格言があったわね？“女たちを裸足にして，常に孕ませておけ” でしたっけ？ つまりそうやって，男たちは女たちを思うがままに操ってきたんです．女たちを家庭に縛りつけ，外で働かせず，現実の世界を見させない．どんな種類の自立も与えようとしない．そうやって，女たちを操ってきたんだわ．だから，ああやってピケを張る男たちや女たちは，ほかの意見に耳を貸さないのよ．真理を掌握しているのは自分たちだけと思い込んでいるため，その狭い視野に映るものしかみようとしないのね」(ピート・ハミル，50～51 頁)

「この国は今，本当に重要な危機に直面していると思うわ．今こそ男た

ちと女たちは，あの 60 年代に湧きあがった大衆運動を再び起こすべきなんじゃないかしら．こんな問題が蒸し返されるなんて，みんな夢にも思わなかったのに，現に，いまこうして蒸し返されつつあるんですもの．それによって，わたしの人生が左右されることはなくても，わたしの娘の人生は左右されるでしょう．わたしだけじゃない，みんなの娘たちの人生がね…」(52 頁)—— いずれもアラバマ南部の港町ペンサコラで，15 年間にわたって中絶クリニック“レイディーズ・センター”を運営してきた女性責任者の言葉である（ピート・ハミル（高見　浩訳)『アメリカン・ジャーナル』青木書店，1991 年，「アメリカの聖戦」40～53 頁より)．

同センターが有名になったのは，1984 年 6 月 25 日未明の爆破事件の犯人たちが“神の集会派”のメンバーと名乗り，「神の命令で行動した」と証言したからである．そのうちの 2 人は執行猶予，2 人は実刑判決を受けることになったが，そうした実力行使の結果，同センター以外のクリニックは閉鎖を余儀なくされてしまったのである．まさに「アメリカの聖戦」であり，その後も神の使徒たちの行為はエスカレートの一途を辿るのである．

「赤ちゃん殺すな」と医師射殺，中絶反対派の活動家

〔ペンサコラ（米フロリダ州) 10 日 AP〕 妊娠中絶のクリニック（診療所）を経営する医師が，中絶反対派に射殺される事件が 10 日，ペンサコラで起きた．中絶権擁護団体によると，中絶論争が殺人にまで発展したのは初めて．

殺されたのはデビッド・ガン氏 (47)．調べによると，ガン氏は同日，自分のクリニックの前で車を降りた際，胸に数発の銃弾を受け 2 時間後に死亡した．発砲したマイケル・グリフィン容疑者 (31) はその場で逮捕された．当時クリニックの前には中絶反対を訴える十数人の活動家が集まっており，その中にいたグリフィン容疑者は「これ以上，赤ちゃんを殺すな」と叫んだ直後，発砲した．(毎日新聞，1993 年 3 月 11 日，夕刊)

果してこの問題に解決策はあるのであろうか．難題ではあるが，たとえば，Nock & Kingston (1990) はその前提条件として，㋑人びとが「女性の果たすべき役割は，母親としての役割 (motherhood) だけではない」ことを認めるかどうか，㋺「対等な男女関係」という理念を受け入れることができるかどうか，の2点を挙げているのである．

いずれも意識改革を求めるものであり，そうしたことの難しさはBrown裁判以後，40年近くも各地で反対運動が続いていることからも明らかである (三井, 1989)．人びとの物の見方，考え方さらには生き方を変えることは容易なことではないのである．

引　用　文　献

Cook, E. A., Jelen, T. G., & Wilcox, C. 1992 Between two absolutes: Public opinion and the politics of abortion. Westview.

Crum, G., & McCormack, T. 1992 Abortion: Pro-choice or Pro-life? The American University Press.

Faux, M. 1988 Roe V. Wade: The untold story of the landmark supreme court decision that made abortion legal. New American Library.

Luker, K. 1984 Abortion & the politics of motherhood. University of California Press.

Markson, S. 1982 Normative boundaries and abortion policy: The politics of morality. In M. Lewis (ed.) Research in social problems and public policy: A research annual. Vol. 2 JAI Press. p. 21–33.

三井宏隆　1989 Social Science Statement と Doll test, 哲学, 89, 209–257.

Nock, S. L., & Kingston, P. W. 1990 The sociology of public issues. Wadsworth Publishing Company.

Russo, N. F., Horn, J. D., & Schwartz, R. 1992 U. S. abortion in context: Selected characteristics and motivations of women seeking abortions. Journal of Social Issues, **48**, 183–202.

Scott, J. 1989 Conflicting beliefs about abortion: Legal approval and moral doubts. Social Psychology Quarterly, **52**, 319–326.

Scott, J., & Schuman, H. 1988 Attitude strength and social action in the abortion dispute. American Sociological Review, **53**, 785–793.

Weidner, G., & Griffitt, W. 1984 Abortion as a stigma: In the eyes of the beholder. Journal of Research in Personality, **18**, 359-371.